

福岡県公報

平成二十一年五月二十日
第二千九百六十七号
増刊
①

目次

教育委員会
福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令（教育庁総務課）
正 誤
福岡県組合等土地区画整理資金貸付金貸付規程の一部を改正する告示（平成二十一年四月福岡県告示第六百五十五号） 中正誤
教育委員会
福岡県教育委員会訓令第三号
本 庁
出先機関

正 誤

21・4・3	発行年月日				
2950	公報 番号				
告示	種類				
655	同上 番号				
2	ページ				
	上	欄			
	下				
5	行				
	備考				
広場				正	
広場					誤

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年五月二十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会臨時職員規程（昭和四十二年十二月福岡県教育委員会訓令第4号）

の一部を次のように改正する。

別表中

職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

必要と認められる期間

を

職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

必要と認められる期間

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年五月二十一日から施行する。